

# 市町村民税課税額の確認方法

利用者負担額（保育料）は、子どもの各扶養義務者（父母等、または世帯の状況によっては同居の祖父母等のうち家計の主宰者）の市町村民税課税額の合計によって、階層区分を判定し、額が決定されます。該当する年度の市町村民税の課税資料をもとに、所得割額を利用者負担額表に当てはめると、利用者負担額を試算することができます。

4月～8月分の利用者負担額……………前年度の市町村民税額の合計額

9月～3月分の利用者負担額……………今年度の市町村民税額の合計額

## 市町村民税額を確認できる資料

### （1）会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方

「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」（給与天引きの方に勤務先から配布されます。）に記載されている**市町村 所得割額⑥**を確認してください。

ただし、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の税額控除は、利用者負担額の算定には適用されません。

**市町村 所得割額⑥**は税額控除適用後の金額のため、**市町村 所得割額⑥**にこれらの税額控除を加算した金額が、算定に用いる税額となります。

$$\text{市町村民税所得割額（保育料算定用）} = \text{市町村 所得割額⑥} + \text{税額控除額}$$

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）										
所得	給与収入		主たる給与	給与	高業等	農業	不利益	配当	給付	雑所得
	給与所得		以外の合算							
	その他の所得計		所得区分							
総所得金額①										
課税標準	総所得③		山林所得							
	分離短期譲渡		分離長期譲渡							
	株式等の譲渡		上場株式等の配当							
	先物取引									
所得控除	雑損		障・寡・勤							
	医療費		配偶者							
	社会保険料		配偶者特別							
	小規模企業共済		扶養							
生命保険料		基礎								
地震保険料		所得控除合計②								
(摘要)										
税額控除額の記載 (※)										
税額	税額控除前所得割額④									
	税額控除額⑤									
	所得割額⑥									
	均等割額⑦									
	税額控除前所得割額④									
	税額控除額⑤									
	所得割額⑥									
均等割額⑦										
特別徴収税額⑧										
控除不足額⑨										
既充当額⑩										
既納付額⑪										
差引納付額(⑩-⑪)										
変更前税額⑫										
増減額(⑧-⑫)										
変更月										

※摘要欄には、**税額控除額**のうち、**寄附金税額控除額**および**住宅借入金等特別控除額**のみ記載されます。市民税全額が給与天引きされている方で、**配当控除**、**外国税額控除**、**配当割額**・**株式等譲渡所得割額控除**がある方は、摘要欄には記載されないため、市役所税務課の窓口等で個別に確認してください。

○参考：**市町村 税額控除額⑤**は、利用者負担額算定に適用されない上記の税額控除額以外に、利用者負担額算定に適用される「調整控除額」も含まれています。

$$\text{市町村 所得割額⑥} = \text{市町村 税額控除前所得割額④} - \text{市町村 税額控除額⑤}$$

(2) 自営業など個人で市民税を納めている方

「市民税・県民税納税通知書 課税明細」（個人で納税されている方に市役所税務課から送付されます。）に記載されている**市民税所得割額**（総所得＋山林等＋分離課税＋株式等の譲渡＋上場株式等の配当＋先物取引）から**調整控除額**を引いた金額が、算定に用いる金額となります。

市町村民税所得割額（保育料算定用）＝ **市民税所得割額 ①** － **調整控除額 ②**

令和 年度 市民税・県民税課税明細											
所得金額 (円)		控除金額 (円)			区分	課税標準額 (円)	市民税額 (円)	県民税額 (円)			
事業	営業等	雑損			③ 総所得	[市民税所得割額 ①]	[調整控除額 ②]	[市民税額]	[県民税額]	[市民税所得割額 ①]	
	農業	医療費			分離短期						
	不動産	社会保険料			分離長期						
	配当・利子所得	小規模共済等			株式等						
	給与所得	生命保険料			分離配当						
	給与収入	地震保険料			先物取引						
	雑所得	障・寡・勤			山林						
	年金収入	配偶者			④算出所得割額計						
	その他の雑所得	配偶者特別控除			⑤ 税額控除						
	総合譲渡	扶養			うち調整控除						
一時所得	基礎			うち住宅控除							
		② 控除合計			うち寄付金控除						
① 総所得金額	本人該当…該当の場合*					⑥ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除					
分離課税	短期譲渡	未成年	特障	他障	基礎	特寡	寡夫	勤学			
	長期譲渡										
	株式等	扶養親族該当区分					⑦ 所得割				
	上場株配当	控配	特定	老人	16歳未満	その他	同居	特障	他障		
先物取引											
山林所得	控配…1. 一般、2. 老人					⑧ 合計額					
繰越損失						<b>合計年税額 (円)</b>					
肉用牛の特例						給与特別徴収税額 (円)					
						年金特別徴収税額 (円)					
						差引普通徴収税額 (円)					
						所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額					

(3) (1) または (2) により市町村民税所得割額の確認ができない場合

「市・県民税課税証明書」（市役所税務課で交付（1通350円）またはコンビニで交付（1通250円）（※）をしています。）に記載されている、調整控除以外の税額控除前の市町村民税所得割額を確認してください。課税の基準日は毎年1月1日なので、その時点で草津市民でなかった場合は、当時お住まいの市町村にて証明書を発行してください。

※コンビニでの証明書交付について

個人番号（マイナンバー）カードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で課税（非課税）証明書（最新年度分に限る。）を取得いただけます。なお、コンビニ交付の対応の可否については、事前にお住まいの市町村へご確認ください。